

# 寺泊支所からのお知らせ

編 集：寺泊支所地域振興課  
発 行：寺泊支所地域振興課  
TEL：0258-75-3111  
E mail：tr-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

7月16日に発生した新潟県中越沖地震により被災されました方々には、心からお見舞いを申し上げます。

寺泊地域においては、寺泊支所に現地対策本部を開設して、地震に関する対応を行っております。現時点で被災された方々にお伝えできる情報をお知らせいたします。

## 寺泊地域の家屋被害状況について（7月23日現在）

- ・住宅 全壊 4、大規模半壊5、半壊59、一部損壊395 計463
- ・非住宅 全壊24、大規模半壊4、半壊27、一部損壊283 計338

## 被災者住宅再建、生活再建支援等について

詳細が決まり次第、支所からのお知らせなどを通じてお知らせします。

## 健康相談の実施について

被害の大きかったお宅を中心に保健師が訪問し、健康相談を実施しています。なお、健康相談を希望される方は、ご連絡ください。

【担当窓口】保健福祉課 0258-75-3114

## 地震被害に便乗した犯罪被害にご注意ください。

- ・お金や貴重品は必ず身につける
  - ・自宅の防犯に気をつける
  - ・知らない人からの電話には絶対に答えない
- 被害に遭ったら、すぐに警察に届けてください。

## 災害に便乗した悪徳商法にご注意ください。

- ・訪問販売や電話による勧誘を受けたら  
あたかも無料で行うサービスのように近づき、後で法外な料金を請求する業者もありますので、よく確認してください。

【担当窓口】長岡市消費生活センター 0258-32-0022  
新潟県消費生活センター 025-281-5515

## 家屋の被害認定調査について

被害区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）を判定するための調査を現在実施しています。

被害認定調査やり災証明など詳しいことは、右記をご覧ください。

【担当窓口】税務課 0258-75-3112

平成 19 年 7 月 25 日  
長岡市災害対策本部  
寺泊支所現地対策本部

## 新潟県中越沖地震で被災された皆様へ

この度発生した新潟県中越沖地震で被災された皆様におかれましては、心より御見舞い申し上げます。

住宅等の家屋に被害があった世帯の家屋被害認定調査について、先立って被害が大きいと思われる家屋の調査を行っております。調査未了の方で被害のあった方につきましては調査をいたしますので御連絡をいただきますようお願いいたします。判定の目安は次のとおりとなっています。

### 【被害判定の目安】

『半壊』は次のような被害がおおむね 3 つないし 4 つ以上重なっている場合です。

- ・屋根の瓦全体で半分以上がずれたり、落下したりした。
- ・外壁の半分以上がはがれ落ちた。
- ・内壁の半分以上にわたり壁が落ちたり、亀裂が入ったりした。
- ・基礎の全周にわたって多数の太い亀裂が生じた。
- ・建具の半数以上が破損した。

次のような被害では『半壊』になりません。また、これらの被害が重なっている場合でも、被害区分は『一部損壊』となります。

- ・屋根の棟瓦（屋根の一番高い所にある瓦）が全て落下した。
- ・浴室の壁のタイルに亀裂が入り、一部が落ちた。
- ・基礎コンクリートに数カ所の欠けや亀裂が生じた。
- ・床の間や廊下の土壁に亀裂が生じ、半分程度が落下した。
- ・柱の一部が傾いたり、床の一部にすき間が開いたりした。
- ・家屋の一部が少し傾いた。

調査については、半壊以上を主体としております。また、『一部損壊』の被害程度と思われる家屋については、調査はせず申し出により『一部損壊』の被害認定を行いますので申し出ください。その際は、電話等で被害状況の聞き取りや窓口での写真の提示などをお願いいたします。

なお、調査が必要な方は調査を行いますので申し出ください。

御連絡は長岡市寺泊支所の税務課（下記連絡先）までお願いいたします。

「り災証明書」につきましては、被害認定が終了してから発行可能となりますので御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

【連絡先】長岡市寺泊支所 税務課 電話：0258 - 75 - 3112（直通）